



～医療費でお困りの方へ～



## 無料低額診療事業のご案内

### ○無料低額診療事業とは？

社会福祉法第二条三項に基づいて、経済的理由により適切な医療を受けられない方々に対して安心して治療を受けていただくため、無料または低額な料金で診療を行う事業です。

### ○どんな人が利用できるの？

この制度を利用することができるのは、当院で治療を受けられる方で、経済的な理由で診療費の支払いが困難な方です。ひと月の収入が一定基準内の方が対象となります。

基準は、年齢や世帯人数によって変わりますので、まずはお気軽にご相談ください。

### ○無料・低額になる診療費は？

当院での診療費に限ります。

(一部適用されない診療費もあります)

### ○申請に必要なものは？

基準を満たしているかどうかを判断するため、給与明細書や年金証書など、経済状態の分かる資料のご呈示をお願いすることがございます。

### ○利用するには？

この制度の利用を希望する時は病院受付もしくはソーシャルワーカーにお申し出ください。担当の職員と面談をしていただきます。

特定医療法人財団 健康文化会  
小豆沢病院

板橋区小豆沢 1-6-8 <TEL>03-3966-8411

